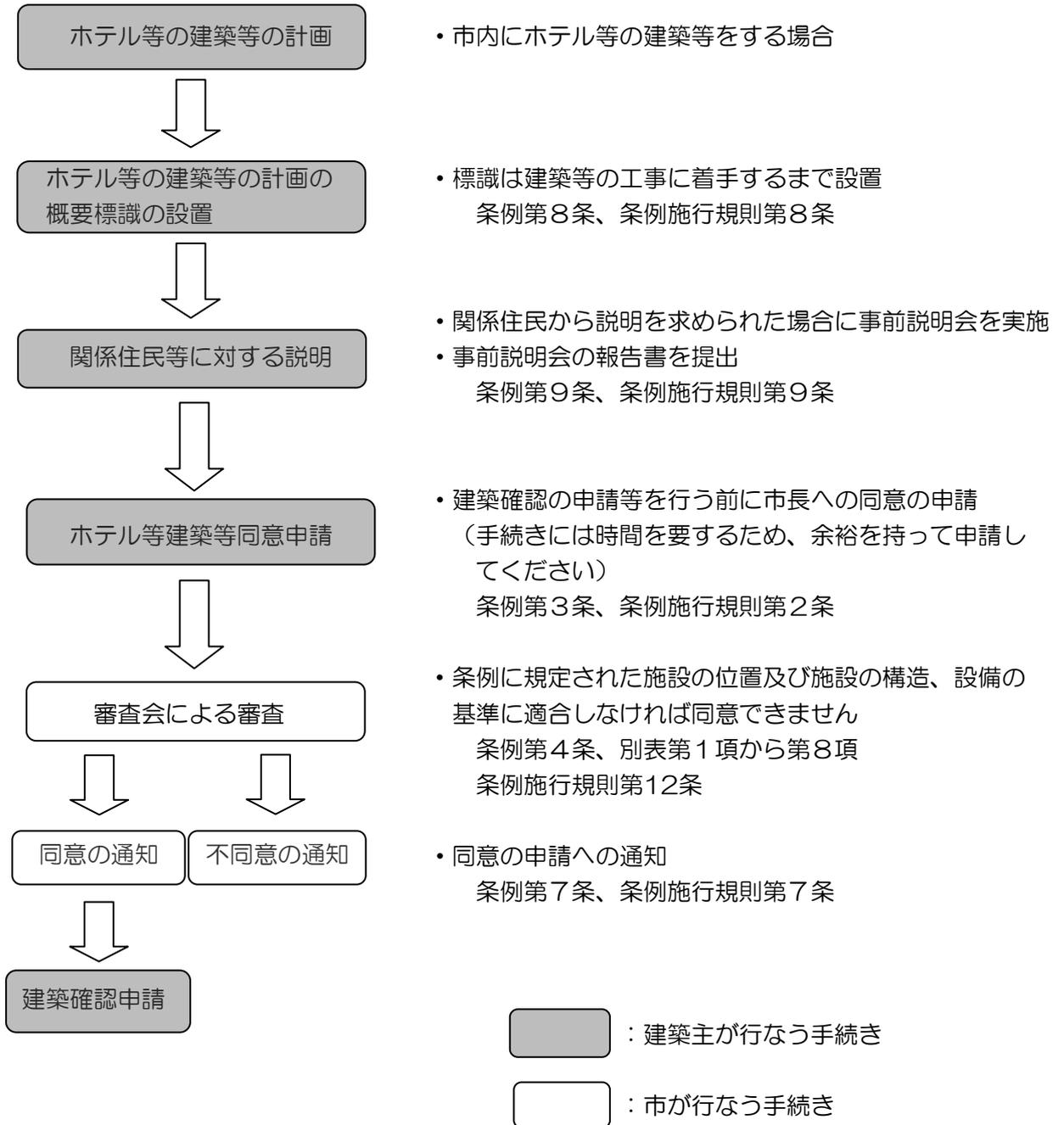


高砂市モーテル類似施設の建築等の規制に関する条例における手続きの概要

高砂市内において、ホテル等の建築等（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号に規定する建築、同条第 14 号に規定する大規模の修繕若しくは同条第 15 号に規定する大規模の様式替又は同法第 87 条第 1 項に規定する用途の変更又はモーテル類似施設への用途の変更）をしようとする者は、建築確認の申請を行う前（当該申請を要しない場合にあつてはホテル等の建築等に着手する前）に、市長の同意を得なければなりません。

手続きの流れ



罰則等

- 市長の同意を得ず、又は虚偽の申請をしてホテル等の建築等しようとする者は、当該建築等の工事の中止などの必要な措置をとるよう命令することがあります。（条例第 10 条）
- 上記の命令に従わないときは、その旨を公表することがあります。また、命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。（条例第 11 条、第 15 条）

★ モーテル類似施設とは、ホテル等のうち、専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる営業を目的とする施設であって、下記に定める構造及び設備の基準に適合していないものをいう。

- (1)外部から内部を見通すことができ、かつ、客等が営業時間中必ず通過し、自由に出入することができる玄関を設けていること。
- (2)フロント、玄関帳場その他これらに類する設備（以下「フロント等」という。）は、玄関から容易に見通すことができる位置に設置し、かつ、カーテン、囲い等によって遮断されておらず、客と直接対面できる構造であること。
- (3)食堂（調理室を含む。）及びフロント等に接し客に自由に利用させるロビーを設け、かつ、当該食堂及びロビーの床面積が次の表に定める床面積以上であること。ただし、当該ホテル等の立地条件等を勘案して、市長が特に食堂を設ける必要がないと認めた場合は、この限りでない。

収容人員	床面積	
	食堂	ロビー
30人以下	30平方メートル以上	30平方メートル以上
31人から50人まで	40平方メートル以上	40平方メートル以上
51人以上	50平方メートル以上	50平方メートル以上

（注）床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。

- (4)客が個々の客室へ行くためには、フロント等を経由し、共用の廊下、階段、昇降機等の施設を通常使用する構造であること。
- (5)駐車場の出入口に、駐車場内を見通すことができないようにするための遮へい物を設けていないこと。
- (6)施設の外壁及び外観が周囲の状況等に悪影響を及ぼさない形状、色彩及び意匠であること。この場合において、基調となる色は、けばけばしくならないものとし、その範囲は次の表に定めるマンセル色票系の数値とする。

場所	色相	彩度
外壁	YR（橙）系の色相	彩度4以下
	R（赤）系又はY（黄）系の色相	彩度3以下
	その他の色相	彩度2以下
屋根	YR（橙）系の色相	彩度6以下
	R（赤）系又はY（黄）系の色相	彩度4以下
	その他の色相	彩度2以下

（注）周辺の景観と調和している場合は、この限りではない。

- (7)屋外に設置する看板、広告板、広告塔、ネオンサイン等の表示方法が周囲の環境に調和した形状、面積、色彩及び意匠の設備であること。

★ 下記の禁止区域において、モーテル類似施設の建築等をしてはいけません。

- (1)都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域であるとき、又は同法第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の用途地域であるとき。
- (2)次に掲げる施設の敷地境界から周囲200メートル以内の区域であるとき。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - イ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
 - オ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - カ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
 - キ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
 - ク 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る）
- (3)市長が別に定める通学路の側端から200メートル以内の区域であるとき。